

年金証書(決定通知書)とその見方

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 障害 基礎年金番号 2 年金コード 3

受給権者の氏名 4 7

受給権者の生年月日 5 受給権を取得した年月 令和3年7月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

令和4年11月24日 厚生労働大臣

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法 第 第 条の

2. 年金額の内訳

元号	年	月	基本となる年金額(円)	加給年金額または加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)

支給停止理由 支給停止期間 年 月～ 年 月まで

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離格分則等により加入者とみなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額(平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者 配偶者 (区分) 子 人

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 障害 基礎年金 国民年金法 1 第 3 0 条の

2. 年金額の内訳

元号	年	月	基本となる年金額(円)	加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)
令和	3	8	780,900	0	0	0	780,900

支給停止理由 支給停止期間 年 月～ 年 月まで 加算額対象者 人

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間(国民年金加入期間)		第2号期間(厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間(厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)	
	納付	免除	納付	免除	納付	免除
9月4分の1免除	月()	月()	75月	月()	353月	月()
半額免除	月()	月()		月()		月()
(付加) 9月4分の3免除	月()	月()	共済組合	月()		月()
全額免除	月()	月()		月()		月()

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の()内の月数は平成21年4月以降の月数です。

III 障害基礎年金の障害状況

障害の等級	2 級 16 号
診断書の種類	7
次回診断書提出年月	令和 7 年 2 月

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

令和4年11月24日 厚生労働大臣

- ① 年金の種類:「障害」になります
- ② 基礎年金番号:以前から取得しているご自分の年金番号
- ③ 年金コード:4桁の数字で記載されます。
(例)1350:障害基礎年金と障害厚生年金の両方
1370:障害共済年金
5350:障害基礎年金のみ
6350:20歳前の障害基礎年金
- ④ 受給権者の氏名:障害年金を受給されるあなたの氏名
- ⑤ 受給権者の生年月日:障害年金を受給されるあなたの生年月日
- ⑥ 年月日:申請結果が決定した日
- ⑦ 受給権を取得した年月:
基本はこの年月の翌月から年金が支給されます

⑧ 年金額:1年間の障害基礎年金額【2級】
※1級は2級の1.25倍
※金額は令和4年度の金額で、毎年改定されます

- ⑨ 障害の等級:級は1級か2級
号は「障害等級表」に記載された障害の状態で(例えば、眼、精神など)に該当する番号
- ⑩ 次回診断書提出期限:
年金機構が、次にあなたの障害の程度を確認する年月

作成: 京阪障害年金サポートデスク